

市 議 会 定 例 会 議 案

山 形 市

令和 6 年 1 2 月定例会議案目次

議 案 番 号	件 名
議第 1 0 6 号	令和 6 年度山形市一般会計補正予算
議第 1 0 7 号	令和 6 年度山形市水道事業会計補正予算
議第 1 0 8 号	令和 6 年度山形市農業集落排水事業会計補正予算
議第 1 0 9 号	令和 6 年度山形市国民健康保険事業会計補正予算
議第 1 1 0 号	令和 6 年度山形市後期高齢者医療事業会計補正予算
議第 1 1 1 号	令和 6 年度山形市介護保険事業会計補正予算
議第 1 1 2 号	令和 6 年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算
議第 1 1 3 号	令和 6 年度山形市公設地方卸売市場事業会計補正予算
議第 1 1 4 号	工事請負契約の締結について（山形市民会館整備事業設計建設工事）
議第 1 1 5 号	「工事請負契約の締結について」の一部変更について（山形市東消防署蔵王温泉出張所庁舎改築建築工事）
議第 1 1 6 号	指定管理者の指定について（山形市民会館）
議第 1 1 7 号	山形市市税条例及び山形市特定非営利活動法人に対する市税の課税免除に関する条例の一部改正について
議第 1 1 8 号	山形市特別会計条例の一部改正について
議第 1 1 9 号	山形市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 1 2 0 号	山形市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 1 2 1 号	山形市児童遊園条例の一部改正について
議第 1 2 2 号	山形市営住宅条例の一部改正について
議第 1 2 3 号	山形市水道給水条例の一部改正について
報第 3 号	専決処分の承認について（令和 6 年度山形市一般会計補正予算）

令和 6 年度山形市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度山形市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,792,691千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108,815,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年11月28日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地 方 交 付 税		12,883,624 ^{千円}	130,000 ^{千円}	13,013,624 ^{千円}
	1 地 方 交 付 税	12,883,624	130,000	13,013,624
15 国 庫 支 出 金		19,044,692	393,126	19,437,818
	1 国 庫 負 担 金	12,474,212	487,347	12,961,559
	2 国 庫 補 助 金	6,506,310	△ 94,221	6,412,089
16 県 支 出 金		7,745,994	75,730	7,821,724
	1 県 負 担 金	4,647,174	77,270	4,724,444
	2 県 補 助 金	2,329,690	△ 1,540	2,328,150
18 寄 附 金		2,050,000	1,300,000	3,350,000
	1 寄 附 金	2,050,000	1,300,000	3,350,000
19 繰 入 金		2,811,105	634,875	3,445,980
	1 特別会計繰入金	418,214	27,710	445,924
	2 基 金 繰 入 金	2,392,891	607,165	3,000,056
21 諸 収 入		6,219,256	73,260	6,292,516
	5 雑 入	2,189,742	73,260	2,263,002
22 市 債		4,642,200	185,700	4,827,900
	1 市 債	4,642,200	185,700	4,827,900
歳 入 合 計		106,022,609	2,792,691	108,815,300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 664,484	千円 5,066	千円 669,550
	1 議 会 費	664,484	5,066	669,550
2 総 務 費		11,111,542	614,557	11,726,099
	1 総 務 管 理 費	4,975,195	490,978	5,466,173
	2 徴 税 費	1,026,410	44,862	1,071,272
	3 戸籍住民基本 台帳費	466,006	5,182	471,188
	4 選 挙 費	193,909	△ 4,474	189,435
	5 統 計 調 査 費	50,455	3,031	53,486
	6 監 査 委 員 費	99,870	2,696	102,566
	7 企 画 費	1,902,868	50,026	1,952,894
	8 文化スポーツ費	2,329,432	25,587	2,355,019
	9 交通安全対策費	67,397	△ 3,331	64,066
3 民 生 費		43,134,849	792,534	43,927,383
	1 社 会 福 祉 費	20,665,009	572,521	21,237,530
	2 児 童 福 祉 費	18,361,894	△ 86,552	18,275,342
	3 生 活 保 護 費	3,963,749	298,200	4,261,949
	4 災 害 対 策 費	144,197	8,365	152,562
4 衛 生 費		8,689,361	130,165	8,819,526
	1 保 健 衛 生 費	4,546,545	219,440	4,765,985
	2 清 掃 費	3,779,610	△ 94,365	3,685,245
	3 環 境 保 全 費	336,673	5,090	341,763
5 労 働 費		430,121	499	430,620
	1 労 働 福 祉 費	430,121	499	430,620

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費		1,959,849 ^{千円}	△ 7,496 ^{千円}	1,952,353 ^{千円}
	1 農 業 費	1,632,646	12,218	1,644,864
	2 林 業 費	327,203	△ 19,714	307,489
7 商 工 費		6,762,724	783,217	7,545,941
	1 商 工 費	6,692,457	781,932	7,474,389
	2 消費者保護費	70,267	1,285	71,552
8 土 木 費		11,920,572	310,798	12,231,370
	1 土 木 管 理 費	462,347	10,206	472,553
	2 道路橋りょう費	3,979,663	189,431	4,169,094
	3 河 川 費	250,285	9,138	259,423
	4 都 市 計 画 費	3,296,478	94,624	3,391,102
	6 住 宅 費	484,099	7,399	491,498
9 消 防 費		3,346,007	83,845	3,429,852
	1 消 防 費	3,346,007	83,845	3,429,852
10 教 育 費		9,120,957	79,506	9,200,463
	1 教 育 総 務 費	2,231,907	34,296	2,266,203
	2 小 学 校 費	1,588,253	601	1,588,854
	3 中 学 校 費	548,448	△ 16,822	531,626
	4 高 等 学 校 費	1,428,778	△ 10,254	1,418,524
	6 社 会 教 育 費	1,107,655	62,519	1,170,174
	7 保 健 体 育 費	2,058,787	9,166	2,067,953
歳 出 合 計		106,022,609	2,792,691	108,815,300

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	粹七エリア整備事業	419,870 ^{千円}
		都市計画街路事業 (十日町双葉町線ほか1路線)	211,321
		中心市街地活性化公園整備事業	8,000
		あかねヶ丘公園再整備事業	19,216
		霞城公園整備事業	17,818

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
本庁舎外壁調査事業	令和7年度	8,606 ^{千円}
市民会館指定管理料	令和6年度から 令和11年度まで	790,500
まんさくの丘屋根改修事業	令和7年度	4,796
東消防署蔵王温泉出張所 移転建替事業(外構工事)	令和7年度	87,379
小中学校施設整備方針等策定事業	令和6年度から 令和7年度まで	36,245
Web出願システム構築運用事業	令和7年度から 令和11年度まで	7,869
南部公民館等空調設備改修事業	令和7年度	84,645

第4表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
障 がい 福 祉 施 設 整 備 事 業	千円 3,900	千円 6,700
保 育 施 設 整 備 事 業	50,800	11,400
児 童 遊 園 整 備 事 業	17,900	18,700
農 業 生 産 基 盤 整 備 事 業	22,500	32,700
林 道 整 備 事 業	21,700	15,300
観 光 施 設 整 備 事 業	20,700	109,600
道 路 橋 り ょ う 整 備 事 業	629,500	594,300
地 方 道 路 等 整 備 事 業	724,100	725,900
都 市 計 画 街 路 事 業	186,000	158,300
都 市 計 画 公 園 整 備 事 業	123,300	218,000
消 防 施 設 整 備 事 業	621,600	661,200
公 民 館 整 備 事 業	10,600	66,200

令和 6 年度山形市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度山形市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 6 年度山形市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第 1 款 水 道 事 業 費 用	5,910,780千円	△ 18,500千円	5,892,280千円
第 1 項 営 業 費 用	5,495,708千円	△ 18,500千円	5,477,208千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,406,721千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額202,798千円、過年度分損益勘定留保資金77,628千円、建設改良積立金取崩額500,000千円、当年度分損益勘定留保資金1,626,295千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,425,221千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額202,798千円、過年度分損益勘定留保資金77,628千円、建設改良積立金取崩額500,000千円、当年度分損益勘定留保資金1,644,795千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第 1 款 資 本 的 支 出	3,703,836千円	18,500千円	3,722,336千円
第 1 項 建 設 改 良 費	2,402,177千円	18,500千円	2,420,677千円

令和 6 年11月28日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

令和 6 年度山形市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度山形市農業集落排水事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 6 年度山形市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（項 目）	（補 正 前）	（補 正 後）
(1) 主な建設改良事業		
污水管渠建設事業	4,950千円	7,755千円

（収益的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 農業集落排水事業収益	231,279千円	1,295千円	232,574千円
第 2 項 営 業 外 収 益	188,777千円	1,295千円	190,072千円
	支	出	
第 1 款 農業集落排水事業費用	230,841千円	1,295千円	232,136千円
第 1 項 営 業 費 用	216,170千円	1,295千円	217,465千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額42,148千円は、引継金1,013千円、当年度分損益勘定留保資金39,906千円及び当年度利益剰余金処分別1,229千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額43,448千円は、引継金4,819千円、当年度分損益勘定留保資金38,629千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資 本 的 収 入	74,355千円	1,505千円	75,860千円
第1項 企 業 債	14,900千円	2,800千円	17,700千円
第2項 補 助 金	59,455千円	△ 1,295千円	58,160千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出	116,503千円	2,805千円	119,308千円
第1項 建 設 改 良 費	19,601千円	2,805千円	22,406千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債の限度額を、次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	千円	千円
農 業 集 落 排 水 事 業	14,900	17,700

令和6年11月28日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

令和 6 年度山形市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度山形市の国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ387,304千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,228,519千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年11月28日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 県 支 出 金		15,949,372 ^{千円}	56,387 ^{千円}	16,005,759 ^{千円}
	1 県 補 助 金	15,949,372	56,387	16,005,759
6 繰 入 金		1,691,478	△ 96,495	1,594,983
	1 一般会計繰入金	1,459,331	35,695	1,495,026
	2 基金繰入金	232,147	△ 132,190	99,957
7 繰 越 金		1	427,412	427,413
	1 繰 越 金	1	427,412	427,413
歳 入 合 計		21,841,215	387,304	22,228,519

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		330,957 ^{千円}	15,239 ^{千円}	346,196 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	307,153	15,239	322,392
3 国民健康保険 事業費納付金		5,408,154	△ 606	5,407,548
	1 医 療 給 付 費 分	3,648,318	△ 16,472	3,631,846
	2 後期高齢者支援 金等分	1,371,259	△ 2,330	1,368,929
	3 介 護 納 付 金 分	388,577	18,196	406,773
6 諸 支 出 金		30,500	372,671	403,171
	1 償還金及び還付 加算金	28,000	363,766	391,766
	3 繰 出 金	0	8,905	8,905
歳 出 合 計		21,841,215	387,304	22,228,519

議 第 110 号

令和 6 年度山形市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度山形市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ175,048千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,312,417千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年11月28日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		3,503,367 ^{千円}	△ 227,940 ^{千円}	3,275,427 ^{千円}
	1 後期高齢者医療 保険料	3,503,367	△ 227,940	3,275,427
3 繰 入 金		976,226	△ 39,257	936,969
	1 繰 入 金	976,226	△ 39,257	936,969
4 繰 越 金		1	75,725	75,726
	1 繰 越 金	1	75,725	75,726
5 諸 収 入		7,801	16,424	24,225
	3 雑 入	1	16,424	16,425
歳 入 合 計		4,487,465	△ 175,048	4,312,417

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		76,843 ^{千円}	3,722 ^{千円}	80,565 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	65,081	3,722	68,803
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		4,403,420	△ 197,575	4,205,845
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	4,403,420	△ 197,575	4,205,845
3 諸 支 出 金		7,102	18,805	25,907
	2 繰 出 金	2	18,805	18,807
歳 出 合 計		4,487,465	△ 175,048	4,312,417

議 第 111 号

令和 6 年度山形市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度山形市の介護保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ307,807千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,696,005千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年11月28日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		5,576,603 ^{千円}	25 ^{千円}	5,576,628 ^{千円}
	2 国庫補助金	1,479,643	25	1,479,668
4 支払基金交付金		6,120,158	4,231	6,124,389
	1 支払基金交付金	6,120,158	4,231	6,124,389
5 県支出金		3,156,448	13	3,156,461
	2 県補助金	109,254	13	109,267
7 繰入金		3,509,303	△ 140,645	3,368,658
	1 一般会計繰入金	3,367,507	1,151	3,368,658
	2 基金繰入金	141,796	△ 141,796	0
8 繰越金		1	444,183	444,184
	1 繰越金	1	444,183	444,184
歳 入 合 計		23,388,198	307,807	23,696,005

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		393,402 ^{千円}	9,839 ^{千円}	403,241 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	254,926	9,839	264,765
3 地域支援事業費		816,404	66	816,470
	3 包括的支援事業・任意事業費	132,428	66	132,494
5 諸 支 出 金		128,050	137,238	265,288
	1 償還金及び還付加算金	5,476	137,238	142,714
7 基 金 積 立 金		0	160,664	160,664
	1 基 金 積 立 金	0	160,664	160,664
歳 出 合 計		23,388,198	307,807	23,696,005

議 第 112 号

令和 6 年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度山形市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,084千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,237千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年11月28日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 越 金		46,074 ^{千円}	3,084 ^{千円}	49,158 ^{千円}
	1 繰 越 金	46,074	3,084	49,158
歳 入 合 計		70,153	3,084	73,237

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予 備 費		100 ^{千円}	3,084 ^{千円}	3,184 ^{千円}
	1 予 備 費	100	3,084	3,184
歳 出 合 計		70,153	3,084	73,237

議 第 113 号

令和 6 年度山形市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度山形市の公設地方卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,378千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289,259千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年11月28日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		76,385 ^{千円}	△ 920 ^{千円}	75,465 ^{千円}
	1 繰 入 金	76,385	△ 920	75,465
3 繰 越 金		1	7,298	7,299
	1 繰 越 金	1	7,298	7,299
歳 入 合 計		282,881	6,378	289,259

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		245,482 ^{千円}	6,378 ^{千円}	251,860 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	245,482	6,378	251,860
歳 出 合 計		282,881	6,378	289,259

議第114号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和6年11月28日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- | | | |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 契約の目的 | 山形市民会館整備事業設計建設工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 請負金額 | 金14,248,410,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | BIG-TREE設計建設工事共同企業体 |

理 由

山形市民会館整備事業設計建設工事について、BIG-TREE設計建設工事共同企業体と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第115号

「工事請負契約の締結について」の一部変更について

令和6年3月19日に議決を経た令和6年議第20号「工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更する。

令和6年11月28日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

3 請負金額の項中「金345,199,800円」を「金346,841,000円」に改める。

理 由

山形市東消防署蔵王温泉出張所庁舎改築建築工事について、請負金額を変更しようとするものである。

議第116号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和6年11月28日提出

山形市長 佐藤孝弘

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者に指定 する団体の名称	指定の期間
山形市民会館	山形市民会館管理運営共同 事業体	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

理 由

山形市民会館の管理を山形市民会館管理運営共同事業体に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第 1 1 7 号

山形市市税条例及び山形市特定非営利活動法人に対する市税の課税免除に関する
条例の一部改正について

山形市市税条例及び山形市特定非営利活動法人に対する市税の課税免除に関する条例の一部
を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市市税条例及び山形市特定非営利活動法人に対する市税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

(山形市市税条例の一部改正)

第 1 条 山形市市税条例（昭和 4 0 年市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の 2 中「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体で」を「次の各号のいずれかに該当する者のうち、」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体
- (2) 法人税法第 2 条第 6 号に規定する公益法人等（法第 2 9 6 条第 1 項第 2 号に掲げる者を除く。）
- (3) 防災街区整備事業組合
- (4) 管理組合法人
- (5) 団地管理組合法人
- (6) マンション建替組合

第 4 0 条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

(山形市特定非営利活動法人に対する市税の課税免除に関する条例の一部改正)

第 2 条 山形市特定非営利活動法人に対する市税の課税免除に関する条例（平成 1 9 年市条例

第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「課さないことができる」を「課さない」に改める。

第3条中「前2条」を「前条」に、「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日」を「山形市市税条例（昭和40年市条例第37号）第68条の6第1項に規定する軽自動車税の環境性能割の申告の期限」に改め、同条各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の山形市市税条例第11条の2の規定は、令和7年度以後の年度分の法人の市民税について適用し、令和6年度分までの法人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の山形市特定非営利活動法人に対する市税の課税免除に関する条例第2条の規定は、令和7年度以後の年度分の市民税の均等割について適用し、令和6年度分までの市民税の均等割については、なお従前の例による。

理 由

法人市民税の減免・課税免除制度について見直しを行い、対象者の負担の軽減を図ろうとするものである。

議第118号

山形市特別会計条例の一部改正について

山形市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月28日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市特別会計条例の一部を改正する条例

山形市特別会計条例（昭和39年市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第2条中「前条第7号」を「前条第6号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の山形市特別会計条例第1条第5号に規定する山形市区画整理事業会計（以下「旧会計」という。）の令和6年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧会計に属する債務及び出納閉鎖後の歳計剰余金は、山形市一般会計に引き継ぐものとする。

理 由

区画整理事業会計を廃止しようとするものである。

山形市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
の一部改正について

山形市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月28日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

山形市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の6第1号ロ（2）」を「第140条の6第1号イ」に改め、「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第3条各号列記以外の部分中「いう」の次に「。以下同じ」を、「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）にすることができる。次項において同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第4号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに

置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第4号までに掲げる者のうちから3人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第120号

山形市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

山形市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月28日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「規則第140条の66第1号ロ（2）」を「介護保険法施行規則第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、規定の整備を行おうとするものである。

議第 1 2 1 号

山形市児童遊園条例の一部改正について

山形市児童遊園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市児童遊園条例の一部を改正する条例

山形市児童遊園条例（昭和 4 3 年市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表五軒児童遊園の項中「五軒児童遊園」を「五軒第 1 児童遊園」に改め、同項の次に次のように加える。

五軒第 2 児童遊園	山形市東志戸田 2 1 3 2 番 5
------------	---------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

児童遊園の新設及び名称の変更を行おうとするものである。

議第122号

山形市営住宅条例の一部改正について

山形市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月28日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市営住宅条例の一部を改正する条例

山形市営住宅条例（平成9年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号ア及びイ並びに同条第4項中「214,000円」を「259,000円」に改める。

第9条第4項中「配偶者のない者であって20歳未満の子を扶養しているもの、引揚者、炭鉱離職者、高齢者、心身障がい者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに公営住宅に入居することを必要としているもの」を「被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者、若者夫婦その他の住宅の確保に特に配慮を要する者として市長が別に定める者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条第1項及び第4項並びに第9条第4項の規定は、施行日以後に開始する公営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをする者について適用し、施行日前に開始された公営住宅の公募に応じて入居の申込みをした者については、なお従前の例による。

理 由

公営住宅を活用した住まいの子育て支援の取組を推進するため、市営住宅への入居要件を緩和しようとするものである。

議第123号

山形市水道給水条例の一部改正について

山形市水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月28日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市水道給水条例の一部を改正する条例

山形市水道給水条例（昭和33年市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第44条中「の土木工学科において衛生工学に関する学科目」を「において土木工学科」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川」に改め、「有する者」の次に「（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加える。

第45条中「工学（土木工学を除く。）に関する学科目」を「土木工学科」に、「4年」を「3年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

水道法施行令の改正に伴い、布設工事監督者の資格要件について所要の改正を行おうとするものである。

報第3号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により別紙写しのとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年11月28日提出

山形市長 佐藤孝弘



専第 18 号

令和 6 年度山形市一般会計補正予算について

令和 6 年度山形市一般会計補正予算（第 3 号）は、別記のとおりとする。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、上記のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 9 日

山形市長 佐 藤 孝 弘

別 記

令和6年度山形市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度山形市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75,417千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106,022,609千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県 支 出 金		7,670,577 ^{千円}	75,417 ^{千円}	7,745,994 ^{千円}
	3 委 託 金	693,713	75,417	769,130
歳 入 合 計		105,947,192	75,417	106,022,609

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		11,036,125 ^{千円}	75,417 ^{千円}	11,111,542 ^{千円}
	4 選 挙 費	118,492	75,417	193,909
歳 出 合 計		105,947,192	75,417	106,022,609

会計別歳出補正予算総括表

令和6年10月9日

会 計 名	補 正 前 の 額	補 正 額	計
一 般 会 計	105,947,192 ^{千円}	75,417 ^{千円}	106,022,609 ^{千円}
特 別 会 計	50,734,771	0	50,734,771
1 国民健康保険事業会計	21,841,215	0	21,841,215
2 後期高齢者医療事業会計	4,487,465	0	4,487,465
3 介護保険事業会計	23,388,198	0	23,388,198
4 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業会計	70,153	0	70,153
5 区画整理事業会計	71,440	0	71,440
6 財産区会計	9,431	0	9,431
7 駐車場事業会計	583,988	0	583,988
8 公設地方卸売市場事業会計	282,881	0	282,881
企 業 会 計	42,814,110	0	42,814,110
1 水道事業会計	9,614,616	0	9,614,616
2 公共下水道事業会計	17,599,845	0	17,599,845
3 農業集落排水事業会計	347,344	0	347,344
4 市立病院済生館事業会計	15,252,305	0	15,252,305
合 計	199,496,073	75,417	199,571,490

補正額の財源内訳			
特定地方債			一般財源
国（県）支出金		その他	
千円 75,417	千円 0	千円 0	千円 0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
75,417	0	0	0

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

歳	
款	補 正 前 の 額
1 市 税	36,409,739 千円
2 地 方 譲 与 税	700,000
3 利 子 割 交 付 金	8,000
4 配 当 割 交 付 金	95,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	65,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	584,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,679,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	3,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	66,000
10 地 方 特 例 交 付 金	1,294,128
11 地 方 交 付 税	12,883,624
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	40,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	836,609
14 使 用 料 及 び 手 数 料	1,487,820
15 国 庫 支 出 金	19,044,692
16 県 支 出 金	7,670,577
17 財 産 収 入	330,275
18 寄 附 金	2,050,000
19 繰 入 金	2,811,105
20 繰 越 金	2,027,167
21 諸 収 入	6,219,256
22 市 債	4,642,200
歳 入 合 計	105,947,192

入

補 正 額	計
千円 0	千円 36,409,739
0	700,000
0	8,000
0	95,000
0	65,000
0	584,000
0	6,679,000
0	3,000
0	66,000
0	1,294,128
0	12,883,624
0	40,000
0	836,609
0	1,487,820
0	19,044,692
75,417	7,745,994
0	330,275
0	2,050,000
0	2,811,105
0	2,027,167
0	6,219,256
0	4,642,200
75,417	106,022,609

歳

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費	千円 664,484	千円 0	千円 664,484
2 総 務 費	11,036,125	75,417	11,111,542
3 民 生 費	43,134,849	0	43,134,849
4 衛 生 費	8,689,361	0	8,689,361
5 労 働 費	430,121	0	430,121
6 農 林 水 産 業 費	1,959,849	0	1,959,849
7 商 工 費	6,762,724	0	6,762,724
8 土 木 費	11,920,572	0	11,920,572
9 消 防 費	3,346,007	0	3,346,007
10 教 育 費	9,120,957	0	9,120,957
11 災 害 復 旧 費	6,558	0	6,558
12 公 債 費	8,675,585	0	8,675,585
13 予 備 費	50,000	0	50,000
14 諸 支 出 金	150,000	0	150,000
歳 出 合 計	105,947,192	75,417	106,022,609

出

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国（県）支出金	地方債	その他	
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
75,417	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
75,417	0	0	0

2 歳 入

16款 県支出金

3項 委託金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費委託金	511,823	75,417	587,240
計	693,713	75,417	769,130

3 歳 出

2款 総務費

4項 選挙費

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 衆議院議員 総選挙、最 高裁判所裁 判官国民審 査費	0	75,417	75,417	75,417	0	0	0
計	118,492	75,417	193,909	75,417	0	0	0

16款 県支出金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 選挙費委託金	75,417	衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査委託金 75,417

2款 総務費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	6,197	衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査に要する経費 75,417
3 職員手当等	24,974	投票管理者等報酬 5,373
7 報償費	1,441	会計年度任用職員報酬 824
10 需用費	3,009	選挙事務従事者手当 24,974
11 役務費	10,374	選挙事務従事者等謝礼 1,441
12 委託料	25,196	需用費 3,009
13 使用料及び賃借料	4,226	通信運搬費 9,703
		広告料 17
		手数料 654
		委託料 25,196
		使用料及び借上料 4,226